

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和6年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	162,105
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,361,655

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目		経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
			特 定 財 源			一 般 財 源			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他		
社会福祉	社会福祉費	469,307	227,764			55,871	185,672	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など	
	老人福祉費	6,023			642	717	4,664	老人保護措置事業、在宅生活支援事業	
	児童福祉費	573,361	405,083		6,130	68,259	93,889	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など	
	小 計	1,048,691	632,847	0	6,772	124,847	284,225		
社会保険	国民健康保険事業	115,769	52,468			13,782	49,519	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	介護保険事業	186,441	8,301			22,196	155,944	介護保険特別会計繰出金	
	小 計	302,210	60,769	0	0	35,978	205,463		
保健衛生	保健衛生費	10,754	5,208			1,280	4,266	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業、健康増進事業 など	
	小 計	10,754	5,208	0	0	1,280	4,266		
合 計		1,361,655	698,824	0	6,772	162,105	493,954		

※一般職人件費・一般事務費は除く。